

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。



国民健康保険のお知らせ

忘れず加入・脱退手続きを

就職や退職などで国民健康保険の加入・脱退をする場合は、14日以内に手続きをしてください。

▼国民健康保険の加入

対象 退職して勤務先の健康保険を脱退した人、または任意継続していた保険を脱退した人(被扶養者を含む)

▼国民健康保険の脱退

対象 勤務先の健康保険に加入した人(被扶養者を含む)
 ※ 手続きが遅れると不要な保険料の納付や引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

▼加入・脱退の手続き方法

手続きには、郵送と窓口の2通りがあります。
郵送：下表の必要なものを郵送(なるべく簡易書留)で、健康保険課資格賦課担当(〒596-8510)へ
窓口：下表の必要なものを持ち参し、直接、健康保険課、各市民センター、山滝支所(内畑町)へ

国民健康保険の加入・脱退手続きに必要なもの

	加入	脱退
郵送	<ul style="list-style-type: none"> 異動申請書 職場の健康保険の資格喪失証明書(任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可) 顔写真付きの本人確認書類のコピー マイナンバーがわかるもののコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 異動申請書 新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー 脱退する人の国民健康保険被保険者証 顔写真付きの本人確認書類のコピー マイナンバーがわかるもののコピー
窓口	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険の資格喪失証明書(任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可) 手続きに来た人の顔写真付きの本人確認書類 マイナンバーがわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー 脱退する人の国民健康保険被保険者証 手続きに来た人の顔写真付きの本人確認書類 マイナンバーがわかるもの

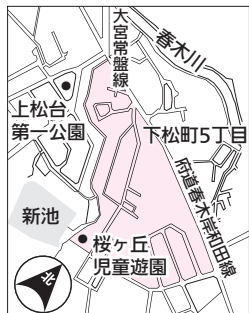
※ 異動申請書は市ホームページからダウンロードできます。希望者には郵送します。

問合せ 健康保険課資格賦課担当
 (☎423・9458)



住居表示を予定

住所や所在地を分かりやすくするため、次の区域で住居表示を予定しています。
新しい町名 下松町6丁目
住居表示前 下松町、上松町、



額原町の各一部
実施日 12月5日(月)
問合せ 市民課住居表示担当(☎423・9452)



後期高齢者医療のお知らせ

保険料率の改定、健康診査・歯科健診の受診、人間ドック費用の一部助成など

令和4年度の保険料率

保険料率は2年ごとに改定されます。令和4年度は均等割額5万4461円、所得割率11・12%で保険料を算定します。年間限度額は66万円です。保険料は毎年7月に決定します。また、所得水準に応じて均等割額を左表のとおり軽減します。65歳以上の人は、公的年金などに係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。詳しくはお問い合わせください。

所得の判定基準 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の金額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(※給与所得者などの数-1)】を超えないとき	7割	16,338円
【基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数)+10万円×(※給与所得者などの数-1)】を超えないとき	5割	27,230円
【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(※給与所得者などの数-1)】を超えないとき	2割	43,568円

※ 給与所得者などは次のいずれかの条件を満たす人
 ①給与などの収入金額が55万円を超える人 ②65歳未満かつ公的年金などの収入金額が60万円を超える人 ③65歳以上かつ公的年金などの収入金額が125万円を超える人

問合せ 健康保険課後期高齢者医療担当(☎423・9468)

▼軽減の判定

軽減の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者が申請する必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、健康保険課後期高齢者医療担当窓口で簡易申告をしてください。

会社の健康保険などの被扶養者に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する日の前日時点で、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人には、当面、所得割額を課さず、資格取得後2年間は均等割額の5割を軽減します。また、上表の均等割額軽減措置の7割軽減に該当する人は、均等割額の7割を軽減します。

健康診査・歯科健診の受診

広域連合では、健康診査や歯科健診を実施しています。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」と「歯科健診のお知らせ」を送付します。年度途中に新たに75歳を迎える人には、誕生月の翌月に送付します。

広域連合が指定する医療機関や歯科医院などに受診予約し、受診当日は被保険者証(健康診査は受診券も)をお持ちください。受診は年度中1回のみ無料です。ただし、次に該当する人は、健康診査や歯科健診の対象外です。

①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の入
 ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人

※ 退院・退所など事情の変更があった際は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成

被保険者に、人間ドック受診費用の一部を助成します。費用の助成は、健康保険課後期高齢者医療担当、各市民センター、山滝支所(内畑町)で申請してください。後日、指定の口座に振り込みます。助成は上限2万6千円で、年度中1回のみです。

▼申請に必要なもの

受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、振込口座のわかるもの(通帳など)、印鑑(申請者以外の口座に振り込む場合)

広告

広告問合せ
 (株)M総合企画(☎072・275・5449)
 (株)朝日オリコミ大阪(☎06・6226・1314)
 (株)宣成社(☎06・6222・6888)
 (株)ウィット(☎072・668・3275)